入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月25日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長　吉永　清人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第２号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京国際空港国際線地区誘導路地盤改良等工事

⑶　工事場所　東京都大田区羽田空港東京国際空港内

⑷　工事内容　本工事は、国際線地区誘導路の地盤改良工、付帯工、撤去工、土工、舗装工、排水工、緑地工、標識工、仮設工及び調査工を施工するものである。

⑸　工期　契約締結日から平成26年３月７日まで

⑹　本工事は、入札時に「企業の高度な技術力［ＶＥ提案等の技術提案］及び［工事全般の施工計画］」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事であるとともに、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。

⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。

⑻　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

⑼　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。(詳細は入札説明書による。)

⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。

⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における空港等土木工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の申請を定期受付において行い、受理されている者で開札の時までに決定がなされる者であること。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係）における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,250点以上の者であること。

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

ア）静的圧入締固め工法（固結体造成）を施工した工事

イ）高圧噴射攪拌工法を施工した工事

ウ）航空機離発着回数10万回／年以上の空港で、空港土木施設※に係る工事を空港の供用中に施工した工事

上記ア)、イ)、ウ）は別件工事でもよいものとするが、全ての実績を満たすものとする。

※空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、空港用地（のり面、排水施設、護岸)、重要な構造物等のこと

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第４条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計(以下、「工事成績評定点」という。)が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

ア）航空機離発着回数１万回／年以上の空港で、地盤改良工を空港の供用中に施工した工事

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。(詳細は入札説明書による)

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)

また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ア）静的圧入締固め工法（固結体造成）を施工した工事

イ）高圧噴射攪拌工法を施工した工事

ウ）航空機離発着回数10万回／年以上の空港で、空港土木施設※に係る工事を空港の供用中に施工した工事

上記ア)、イ)、ウ）は別件工事でもよいものとするが、全ての実績を満たすものとする。

なお、１人の者で上記ア)、イ)、ウ）の条件を満たすことができない場合については、複数名で上記の条件を満足すればよい。この場合、ア)、ウ）の施工経験を必須とし、イ）については高圧噴射攪拌工の施工期間中、別に主任技術者を専任で配置するものとする。

また、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者又は構成員が配置する主任技術者若しくは監理技術者のいずれかがイ）の施工経験を満たせばよい。